

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社グローバルウェイ		コード	3936
提出日	2025/6/19	異動（予定）日	2025/6/20	
独立役員届出書の提出理由	2025年6月開催の定時株主総会において、当該者を監査等委員である取締役として選任する予定であるため。黒田正行氏、佐藤岳氏は重任、清水知彦氏は新任。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	黒田 真行	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	佐藤 岳	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	清水 和彦	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は過去2015年1月から2015年3月まで営業面での助言を受けておりました。現在は黒田真行氏が代表をつとめる株式会社ルーセントドアーズとの営業取引が発生しております。また取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼす恐れはないと考えております。また、過去に在籍していた株式会社リクルートキャリアと当社の間には営業取引が発生しておりますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼす恐れはないと考えております。	インターネット事業における豊かな経験、高い見識、広い人脈を有しており、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためです。当社と黒田 真行氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
2	過去に在籍しておりました株式会社ブイキューブと当社の間には営業取引が発生しておりますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼす恐れはないと考えております。	企業経営における豊かな経験、高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためです。当社と佐藤 岳氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
3	該当事項はありません。	清水和彦氏は、弁護士として企業法務の実務に精通しているだけでなく、グロース上場のIT企業で社外取締役として経験もあることから、当社のガバナンスの向上に対して適切な助言、監査等委員会による監査業務の適切な遂行をきたしたためであります。
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。